



●市民課
●契約課

shimin@city.ishikari.hokkaido.jp
keiyaku@city.ishikari.hokkaido.jp

●合併浄化槽担当 g-jyoukasou@city.ishikari.hokkaido.jp

危険物取扱者試験

試験日 10月22日(日)
受付期間 8月29日(火)～9月7日(木) ※願書は消防署にあります

試験地 札幌市ほか

試験の種類 危険物取扱者甲種、乙種(第1～6類)、丙種

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165

住宅用火災警報器

消防法および市町村条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。
新築住宅 平成18年6月1日から設置義務化
既存住宅 平成20年5月31日までに設置

この警報器は火災の発生をいち早く知らせてくれるものです。家族や自分の身を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

設置位置などの不明な点がありましたら、お近くの消防署へお問い合わせください。

また、悪質な訪問販売が道内でも発生しています。ご注意ください。(15ページ参照)

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165

そのほか

自動交付機停止のお知らせ

法定電気点検のため左記日程で市内4カ所の住民票等自動交付機がすべて停止します。大変ご迷惑をおかけいたしますがご了承ください。

【停止日・時間帯】

8月18日(金)19時以降
8月19日(土)9時～15時

問合せ 市民課 ☎72・3165



平成18年度浄化槽工事・保守点検業の事前審査

市が発注する浄化槽の設置工事および保守点検業務の入札に参加を希望する方は、登録に関する要件について事前審査が必要です。なお、現在保守点検の業種に登録している方も当審査を受ける必要があります。

受付日時 8月21日(月)～25日(金) 10時～16時

場所 市役所2階202会議室
問合せ 合併浄化槽担当
☎72・3698

平成18年度競争入札参加資格審査申請(追加登録)受付

市が発注する工事、設計および製造の請負や物品購入等の入札に参加希望の方は、あらかじめ申請書を提出し、資格審査を受ける必要があります。

受付期間 8月21日(月)～25日(金) 10時～16時(12時～13時除く)

受付場所 市役所2階202会議室

資格要件

- 建設工事の場合
 - ・平成18年8月1日現在において許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいる、直前2年度分決算で完成工事高があること。
 - ・国土交通大臣または都道府県知事が行う経営事項審査を受けていること(総合評定値Pを申請していること)
- 設計・測量等の場合
 - ・平成18年8月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいて、直前1年度決算で事業高があること。

●物品の購入・印刷および業務委託の場合

・平成18年8月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
資格有効期間 平成18年10月1日～平成19年3月31日

問合せ 契約課 ☎72・3155

下水道の「処理場」に代わる名称を募集

処理場のさまざまな役割をもっと知ってもらい、市民の方々に親しみを持っていただけるような新名称を募集します。

募集内容 「処理場」にかわる新名称(札幌市管理)

応募資格 札幌市か石狩市にお住まいの方、札幌市か石狩市に通勤・通学されている方

募集期間 8月1日(火)～9月10日(日) ※消印有効

応募方法 次の事項を記入の上、電話・ファックス・Eメール・札幌市役所HP・郵送のいずれか(様式不問)

・新名称

・新名称を選んだ理由

・応募される方の住所・氏名・年齢・電話番号

賞および賞品 採用された方には、感謝状と図書カード3万円分(複数の場合は、抽選となる場合あり)、抽選で10人の方に図書カード2千円分を贈呈

応募先
・電話・ファックス・Eメールの場合
札幌市コールセンター
☎011・222・4894
☎011・2221・4894
✉info4894@city.sapporo.jp
・郵送の場合
〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号
札幌市建設局下水道河川部下水道計画課「新名称応募係」
・ホームページからの場合
<http://www.city.sapporo.jp/gesui/>(専用フォームより入力)

排水設備工事責任技術者試験

市では、排水設備指定工事店の資格要件に排水設備工事責任技術者制度を導入し、次のとおり全道統一試験を行います。

※登録済みの方は受験の必要なし

名称 第11回北海道排水設備工事責任技術者試験(日本下水道協会北海道地方支部に委託)

日時 11月8日(水)13時30分～

場所 札幌市 ※試験講習は10月に札幌市で開催

費用 受験料 4千円・受講料



市民の声を活かす条例 審議会のうごき

市では、さまざまな分野の重要な政策について、より専門的な知識を有する方や、市民の方などに調査や審議を行ってもらうため、「審議会」や「協議会」を置いています。このうごきを見ると、市政の流れがわかります。ほとんどの審議会は公開されていますので、ぜひ一度傍聴においでください。

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板「あい・ボード」・市役所情報公開コーナー・石狩市ホームページ・北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

●6月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
1	第2回浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	研修視察(長沼町)	非公開	—
5	第1回地場企業等活性化審議会(商工労働観光課)	(1)地場企業等活性化計画の改訂について(諮問) (2)地場企業等活性化計画(第2版)の概要説明	公開	0
6	第1回市民参加制度調査審議会(協働推進・男女共同参画担当)	平成17年度市民参加手続の実施・運用状況について(諮問)	公開	0
7	第2回総合計画策定審議会(企画調整課)	第4期石狩市総合計画基本構想(素案)について	公開	3
7	第1回社会福祉審議会(福祉総務課)	在宅生活支援サービスに係る利用者負担について(諮問)	公開	2
7	第1回石狩市民図書館協議会(石狩市民図書館)	平成18年度予算および事業について	公開	5
26	第1回地域密着型サービス運営委員会(介護保険課)	(1)地域密着型サービスの状況について (2)地域密着型サービスの指定基準について(3)地域密着型サービス事業者の指定について	非公開	—
28	第3回浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	グループテーマについて	公開	0
29	第1回環境審議会(環境課)	(1)戸別収集調査研究におけるアンケート調査について (2)地域新エネルギービジョン策定について (3)環境基本計画アンケート調査について	公開	1
30	第1回在宅介護支援センター運営委員会(地域包括支援センター)	(1)在宅介護支援センターの方向性と地域包括支援センターとの関わりについて (2)高齢者虐待ネットワークについて	公開	0
30	第1回社会教育委員の会議(社会教育課)	(1)社会教育推進計画について (2)石狩市芸術文化振興奨励補助金について(諮問)	公開	1
	介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(6月中7回開催)	非公開	—

協働推進・男女共同参画担当 ☎72-3246
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

最終海外から引き揚げて来られた方へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりした、次のような未返還の保証券券類(約87万件)をお返ししています。

●終戦後、海外から引き揚げて来られた方が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券
●帰国前に樺太、満州にあった在外公館、日本人自治会に預け

3千円(テキスト代含む) 受付期間 9月1日(金)～12日(火) 9時～15時30分 ※土・日曜除く 問合せ 下水道管理課 ☎72・3175

中小企業退職共済制度

適格退職年金制度から中小企業退職共済制度へ移行可能です。適格年金資産の全額を移換
・国からの掛金増額助成あり
・移行時と加入後の事務手数料不要
・掛金は全額非課税
問合せ 独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共

北海道苦情審査員制度

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど苦情の解決に向けて迅速に処理します。なお、個人情報の保護には十分配慮します。
●苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各支庁の「道政相談室」です。
●苦情の申し立て方法は、所定

済事業本部 ☎03・3436・0151
http://chunaiyo.taisyokukin.go.jp

の「苦情申立書」により、郵送、ファックス、Eメールでも申し立てができます。
●制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意しています。苦情の窓口へ連絡してください。
●道のホームページでも苦情審査委員制度をお知らせしています。トップページの相談窓口↓道政一般からご覧ください。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/menun.html
●連絡先
北海道知事政策部知事室道政相談センター
〒060-8588 札幌市中央区北3西6

☎011・204・5022(直通) ☎011・241・8181
✉soudan.soudan@pref.hokkaido.jp
各支庁地域振興部総務課道政相談室

毎月勤労統計調査特別調査

7月31日現在で、常用労働者1～4人雇用している事業所を対象に、この調査を実施します。調査対象となる事業所には8月から9月にかけて統計調査員が訪問しますのでご協力願います。
問合せ 北海道企画振興部地域振興・計画局統計課労働統計グループ
☎011・204・5146